

2026年5月13日

各位

会社名 株式会社ソラスト
 代表者名 代表取締役社長 CEO 野田 亨
 (コード番号 6197 東証プライム)
 問合わせ先 執行役員 管理本部長 横田 諭
 (TEL. 03-6890-8904)

親会社からの資金の借入及び取引先金融機関への借入金の返済に関するお知らせ

MP-2605 株式会社(以下「公開買付者」といいます。)は、2026年3月25日から2026年5月11日までを買付け等の期間とする当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を実施し、公開買付者が本公開買付けを含む当社株式を非公開化する(以下「本非公開化」といいます。)ための一連の取引の一環として、当社による金融機関からの既存借入金の全てを公開買付者からの借入金で返済し、借入先を集約するために、当社は、2026年5月13日開催の取締役会において、公開買付者との間で極度貸付契約を締結し、極度貸付契約に基づく借入れを実行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 親会社からの借入れについて

(1) 資金借入れの理由

極度貸付契約に基づく借入れ(以下「本借入れ」といいます。)は、本非公開化のための一連の取引の一環として、当社による金融機関からの既存借入金の全てを公開買付者からの借入金で返済し、借入先を集約するとともに、今後の運転資金を確保するために行うものです。

(2) 借入れの概要

① 借入先	MP-2605 株式会社
② 借入人	株式会社ソラスト
③ 借入金額	190 億円(を極度額とする極度貸付契約)
④ 借入金利	固定金利(円 TIBOR+スプレッド)
⑤ 借入実行日	第1回:2026年5月18日、第2回:2026年5月19日
⑥ 資金用途	借入金の返済(148 億円)、運転資金への充当(42 億円)
⑦ 返済期日	2026年12月31日(期限前返済可)
⑧ 返済方法	期日一括返済
⑨ 担保の有無	無担保

(3) 支配株主との取引等に関する事項

本公開買付けは成立し、公開買付者が本公開買付けの決済開始日である2026年5月18日をもって48,373,328株取得することが見込まれるため、公開買付者が同日に当社の親会社であり支配株主に該当することになり、公開買付者との間の本借入れは支配株主との取引に該当します。

① 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護に関する指針との適合

当社は、2025年6月25日に公表しましたコーポレート・ガバナンスに関する報告書において、支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針を定めておりませんが、本借入れの実行にあたり、本非公開化は公開買付者が第三者の金融機関から借り入れる買収ローン(以下「本買収ローン」といいます。)の存在を前提としており、本借入れの条件は本買収ローンの条件と連動して決定しており、公開買付者による恣意性の余地が限定されていることから、少数株主にとって不利益な

ものには該当しないと考えております。

② 公正性を担保するための措置および利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は、本借入れの公正性を担保するための措置として、借入利率は、当社の経営環境下で財務基盤の安定化に必要な資金の確保を行うべく、日本円 TIBOR 等の市場金利等を参考に、金融機関等の第三者との取引と同様に公開買付者との本借入れに関する条件等を決定しております。また、当社の代表取締役社長である野田亨氏は、借入先である公開買付者の代表取締役を兼任しているため、本借入れの検討・決定に際しての当社の意思決定過程における恣意性を排除する観点から、本借入れに係る当社取締役会の審議及び決議には一切参加せず、また、当社の立場において、本借入れに関する公開買付者との協議及び交渉に参加しておりません。さらに、下記「③ 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主からの独立性を有する者から入手した意見の概要」に記載のとおり、当社および借入先から独立した社外取締役より本借入れに関する意見を 2026 年5月 13 日に取得しております。

③ 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主からの独立性を有する者から入手した意見の概要

当社は、当社および公開買付者から独立した当社の社外取締役であり東京証券取引所に独立役員として届けている取締役3名(田中美穂氏、知識賢治氏、光成美樹氏)より、(i)本借入れを実施することは、その目的が、本公開買付けと同様に当社の経営課題の克服と中長期的な成長、更なる企業価値向上に資することにあると考えられ合理的であり、本公開買付けの決済資金を充当するための本買収ローンの実行に必要であることから必要性も認められ、(ii)本買収ローンの存在を前提とする本非公開化が合理的・妥当であると考えられることからすれば、本買収ローンもその一環として合理性が認められると考えられるところ、「① 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護に関する指針との適合」に記載のとおり、独立した第三者の金融機関と公開買付者の交渉によって決定された本買収ローンの条件と連動して決定されるため、当社と公開買付者によって恣意的に決められたものとはいえないと考えられることから、本借入れの条件の妥当性が認められ、(iii)上記「② 公正性を担保するための措置および利益相反を回避するための措置に関する事項」に記載のとおり、本借入れの検討・決定に際して、特別な利害関係を有する者としての野田氏は関与しておらず、当社の意思決定過程における恣意性を排除するための適正かつ合理的な措置が講じられていることから、本借入れを実施することは、当社の少数株主にとって不利益なものには該当しない旨の意見を 2026 年5月 13 日に取得しております。

2. 国内金融機関への借入金の返済について

当社は、国内金融機関を貸付人とする以下の借入れについて、本借入れにより借入れた金銭を返済原資として返済いたします。

① 借入先	国内金融機関7社
② 返済総額	148 億円
③ 返済実施日	2026 年5月 18 日

3. 業績に与える影響

本借入れによる当期(2027 年3月期)の業績への影響については、軽微であります。今後、公表すべき事項が生じた場合は、速やかにお知らせいたします。

以上